評議員及び役員等の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人やなぎ会（以下「法人」という。）の評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

２　報酬は、評議員及び法人と委任関係にあたる役員等の職務遂行の対価として支払われるものである。

（評議員会及び理事会の出席報酬等）

第３条　評議員が評議員会に出席したとき及び理事長並びに理事・監事・評議委員・選任解任委員が理事会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。

（評議員及び理事の勤務報酬等）

第４条　評議員が評議員会（出席）以外で、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

２　理事長が理事会（出席）以外で、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

３　理事が理事会（出席）以外で、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

４　交通費は報酬に含む。但し、法人及び施設の運営の為の業務に当たった場合は、交通費以外の実費弁償費を支払うことができる。

（監事の報酬等）

第５条　監事が理事会に出席したときは、別表により報酬を支払うことができる。

２　監事が理事会（出席）以外で、法人及び施設の指導検査への立会及び運営

状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

３　交通費は報酬に含む。但し、法人及び施設の運営の為の業務に当たった場合は、交通費以外の実費弁償費を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務実費弁償費）

第６条　苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、実費弁償費を支払うことができる。

２　苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外で、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合には、実費弁償費を支払うことができる。

（出張旅費）

第７条　評議員及び役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費等及び報酬を支給することができる。

２　旅費は、実費を支給する。

３　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

４　旅費は実情を考慮し、増額することができる。

５　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第８条　施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（評議員及び役員等の職務証跡）

第９条　評議員及び役員等は、法人職務証跡資料の作成に協力するものとする。

（改正）

第１０条　本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付　則

この規程は、平成２９年４月１日より適用する。

別表

名　称	報　酬	所得税預り金	差引支給額
評議員会、理事会、出席報酬等	22,370 円	7,370 円	15,000 円
評議員・理事・監事・業務報酬等	22,370 円	7,370 円	15,000 円

名　称	実費弁償費	所得税預り金	差引支給額
苦情対応第三者委員	5,568 円	568 円	5,000 円

出張旅費

旅　費	宿泊費	報　酬	その他
実　費	20,000 円	同　上	実　費